

野洲市財政健全化集中改革プラン

—— 出直し！元気やすプラン

<最終案>

※ 平成 22 年度予算案に基づいた内容となっています。

平成 22 年 2 月 18 日

野 洲 市

1. 全体概要

「財政健全化集中改革プラン—出直し！元氣やすプラン」は、危機的な財政状況を克服するための経費削減とともに、これまでの野洲市の財政の体質改善を目的としたプランです。このプランを進めることで、財政調整基金や変動の激しい法人市民税収に依存して高コストな運営を行ってきた従来の財政構造から脱却し、野洲市を元気で安心できるまちにすることをめざします。

プランの策定に向けては、平成 21 年 6 月に行政内部で予算（一般会計）の全項目をたな卸して、129 項目一般財源ベースで 9 億 6900 万円を確保する内容の「素案」を作成しました。そして全容を広報でお知らせした後、市民と直接議論を交わし、その結果を最終案の検討作業に反映することを基本に進めてきました。このため、プラン全体を議論するための市民懇談会を 8 回開催したほか、個別の案件ごとの市民懇談会や当事者・関係団体との懇談も積極的に実施しました。また、手紙やインターネット等を通じていただいた意見にもすべて返答をすることで、一人でも多くの市民の理解と合意を図ってきたところです。（懇談会や意見・返答の内容等は市のホームページでご覧いただけます。）

最終案においては、平成 22 年度における見直し見込額を約 6 億 3400 万円と見込んでいます。素案で見込んだ見直し額の 65% となっていますが、この額は一年間掛けて市民と議論・検討してきた結果に基づく限界の額であると考えています。削減できなかった額については財政調整基金をギリギリまで取崩すことなどで対応し（平成 22 年度当初予算執行後の財政調整基金の残高見込 約 1 億円）、財政運営を維持することとします。

なお、項目の中で「当分の間」とする 30 項目については、平成 22～23 年度の限定的な措置し、その後においては見直し前の制度に戻すか又は新たな制度に移行しようとするものです。

■ 「素案」に対する最終案の見直し状況(平成 22 年度)

(単位:件)

見直し区分 (※下記凡例のとおり)	A	B	C	D	E	合計
1. 内部管理費用の見直し	16	2	1	1	3	23
2. 施設の見直し	12	3	3	3	0	21
3. 扶助費等の福祉施策・住民サービス事業の見直し	12	3	0	8	0	23
4. 補助金・負担金の見直し	21	2	3	4	0	30
5. 使用料・手数料等の見直し	10	0	2	1	0	13
6. 人件費の見直し	11	1	0	1	2	15
7. 投資的事業・維持改修工事費用の見直し	4	0	0	1	0	5
8. 財産収入等の確保・税収等の確保	3	0	1	0	0	4
合 計	89	11	10	19	5	134

【凡例】

A…素案に沿って制度を見直すもの B…素案とは別の基準で制度見直し C…プラン期間中に素案の趣旨に沿った制度見直しをめざすもの D…現行制度を維持するもの E…素案提案後の新たな見直し事項

■ 最終案における見直し見込額(平成 22 年度)

見直し区分	素案による見直し見込額	最終案における見直し見込額(H22)	達成率
1. 内部管理費用の見直し	7,700 万円	6,547 万円	85%
2. 施設の見直し	1 億 2,400 万円	1 億 536 万円	85%
3. 扶助費等の福祉施策・住民サービス事業の見直し	3,500 万円	2,266 万円	65%
4. 補助金・負担金の見直し	1 億 2,000 万円	1 億 3,033 万円	109%
5. 使用料・手数料等の見直し	4,800 万円	5,770 万円	120%
6. 人件費の見直し	2 億 3,500 万円	2 億 1,339 万円	91%
7. 投資的事業・維持改修工事費用の見直し	1,700 万円	650 万円	38%
8. 財産収入等の確保・税収等の確保	3 億 1,300 万円	3,285 万円	10%
合 計	9 億 6,900 万円	6 億 3,426 万円	65%

■ 集中改革プラン議論と検討の経過

月	市民との話し合い (各団体等との懇談は除く)	「広報やす」特集記事 での情報公開	議会などでの審議	その他
6月	○学区別自治会長懇談会 (6 学区)		○議会特別委員会審議 (5 回)	
7月	○素案についての市民懇談会 (7 会場)	○集中改革プラン【素案】 について	○行政改革推進委員会審議 (5 回)	
9月		○市民懇談会の結果について	○市議会 9 月定例会	
10月	○検討経過についての市民懇談会 (1 会場)	○集中改革プランの検討状況 について		
12月	○コミセンやす移転に係る市民懇談会 (1 会場) ○都市計画税に係る市民懇談会 (8 会場)	○都市計画税の検討に向けて ○歴史民俗博物館見直しの考え方 について	○市議会 12 月定例会	○ホームページでの情報公開 (常時)
1月	○都市計画税に係る自治会別懇談会 (12 会場)			○お手紙メールでのご意見のやりとり (全 122 件)
2月	○集中改革プラン【最終案】 及び平成 22 予算案に係る市民懇談会 (2 会場)	○前納報奨金の見直しの考え方 について		
3月		○集中改革プラン【最終案】 について ○市民懇談会について ○都市計画税への質問について	○市議会 3 月定例会	

2. 項目別概要

(1) 内部管理費用の見直し (素案での見込額に対する達成率 85%)

市役所内部の管理費用や市民生活に直接影響を及ぼすことなく削減が可能と考えられる内部的な費用であることから、素案に基づき厳しい検討を行いました。

(2) 施設の見直し (素案での見込額に対する達成率 85%)

コミュニティーセンターの管理を各学区自治連合による指定管理から市の直接管理に改める素案については、自治連合会からの意見を踏まえて2ヵ年見送ることとし、この間に、学区を単位としたまちづくりのあり方と併せて検討することとしました。

分庁舎については廃止し本庁舎(現コミセンやす棟)に統合しますが、「市民サービスセンター」を新たに設置することで市民の日常的なサービスは維持します。またコミセンやすは現中央公民館棟に移動します。これら一連の見直しによる経常経費の削減額は、分庁舎の管理等に要した嘱託人件費なども含めると総額で約3800万円になると見込んでいます。この額は毎年継続的な削減効果額であるため、施設改修や移転に要する経費約7000万円についても2年ほどで回収できると試算しています。

野洲小・野洲幼のPFI事業の見直しについては、平成23年度からの効果発現を目標に本格的な交渉を次年度から開始する予定です。

また、文化スポーツ施設については、野洲川河川公園を除き、文化スポーツ振興事業団に指定管理委託を引き続き実施しますが、公益法人法の改正等に伴う同事業団における今後の課題について、市も協調して対策を検討する必要があります。

発達支援センターの中主保健センター棟への移転案については、利用者から、ガラス面が多く施設の構造が危険であるとの意見をいただいたため廃案とし、次年度において利用者と話し合い、双方が納得できる場所を検討することとなりました。

なお、平成22年度においては、市の全施設に関わって使用料や減免の基準を検証し、見直す予定です。

(3) 扶助費等の福祉施策・住民サービス事業の見直し

(素案での見込額に対する達成率 65%)

「市内じゅんかんバス」事業については、コミュニティー交通として市が直接運営を手掛ける手法に改めることで、土曜日の運行を再開しつつも約900万円の経費削減が実施できる見込みです。また、無料であった高齢者等からも必要最低限の使用料をいただきます。今後は効率化と利用向上に向けたルートの検討等を進めます。

また、障がい者関係の施策については、所得制限を設定することや利用者の限定的な中継FAX事業を市役所で対応する案を掲げていましたが、市民懇談会での実態に係る意見等を踏まえ、現状の制度を維持することとしました。さらに、利用者ニーズと必要性を考慮して、燃料費・タクシー代助成事業におけるタクシー代の助成額を、現行15,000円/年から18,000円/年に引き上げることとしました。

(4) 補助金・負担金の見直し（素案での見込額に対する達成率 109%）

自治会活動に係る補助金については、当分の間一定額を抑制します。市税前納報奨金については、かねてより制度的に不公平があったほか、目的成果やコストの面からも適正を欠いていたため廃止しました。

特別養護老人ホーム施設整備補助事業、民間保育所運営事業補助金、特定医療法人病院施設整備促進事業費補助金の福祉・医療の各法人に対する補助金については、当分の間相当額の抑制を実施します。また、野洲病院に対しては、過去の施設整備費に係る市からの支援のあり方を含めた諸課題に係る主体的な検討を促し、市も協調してこれに取り組みます。

県下一斉清掃や河川愛護作業補助金については、市民からの意見を踏まえ、単純な交付額の削減ではなく、限られた額を有効に配分する制度に向け基準を適正化しました。

同和対策の個人施策については、平成 22 年度から実施される実態調査を踏まえた同和対策基本計画の見直し作業の中で政策的な検討を行う予定であることから、プランにおいては所得制限など財政的な見地から交付の適正化を図りました。

団体補助金などの見直しについては、平成 22 年度からの見直しに向けて一部の対象団体と調整が整わなかったことから、次年度も引き続き適正化を進めることとしています。

(5) 使用料・手数料等の見直し（素案での見込額に対する達成率 120%）

検診・健診に係る自己負担額については、保険診療の負担率を基準に統一し見直しました。ごみ収集手数料等については、総処理コストの適正割合（約 2 割）を負担いただくべきとする関係審議会の方針を基準に見直しを検討しています。実施は平成 22 年度の 10 月を見込んでおり、今回のプランでは同方針を基準に額を試算しています。

学童保育所及び放課後こども教室の使用料については、施策の拡大を進める中で、利用者と十分な調整と合意を図った上で、一定額の見直しと基準の適正化を図りました。

げんきカード所有者への減免制度については従来無料でしたが、最低限度の受益者負担をいただくように改めました。なお、市民懇談会での意見を踏まえ、負担が過重にならないよう配慮し、定期券や回数券を設定するなどの措置を講じます。

(6) 人件費の見直し（素案での見込額に対する達成率 91%）

各種行政委員会委員、審議会等の附属機関の委員、自治会長などの非常勤特別職については、当分の間報酬の削減を実施します。また、議員報酬については期末手当の 50% を削減する案が議会から示されました。

市長、副市長、教育長の特別職の期末手当については、平成 21 年度当初予算基準で 35%、本則規定からは 40% を削減します。一般の職員についても、期末勤勉手当を平成 21 年度当初予算基準で 20% 削減します。

(7) 投資的事業・維持改修工事費用の見直し（素案での見込額に対する達成率 38%）

土地改良、道路維持、交通安全施設、河川改修の各工事については、当分の間、緊急性の高い箇所のみを施工することとし、事業費を圧縮します。ただし、国の経済対策の交付金等が積極的に交付されており、可能な限りこれらの財源を用いてニーズに対

応をしていく予定です。

福祉施設用地として平成 16 年に県から取得した野洲地先の市有地について、素案では繰上償還を行うことで、民間への一部売却等を含めた事業化を進める予定をしていましたが、繰上償還の財源が確保できなかったことから今回見送り、プラン期間中に地元との調整を経て具体案を策定することとしました。

(8) 財産収入等の確保・税收等の確保（素案での見込額に対する達成率 10%）

都市計画税については、平成 23 年度からの施行をめざして、市民との懇談を進めてきましたが、現段階では、市民全体の十分な理解を得るに至っていません。そこで、今後の総合的なまちづくり計画策定の中で検討を進めていくこととしました。

同和対策固定資産税減免制度の見直しについては、既述のとおり同和対策基本計画の見直しの中で政策的な検討を行う予定ですが、今回減免率を 50%→40%に引き下げること、所得制限（市民税課税標準額 400 万円以下）による対象外を設けること（ただし激変緩和措置を施行）としました。

遊休資産等の売却について素案では 2 ヶ年で 3 億円を見込んでいますが、平成 22 年度においては、8780 万円に留まっています。